（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十一人以内及び調査官百十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、大阪税関の業務部に、上席分析官それぞれ二人以内を、名古屋税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官二十人以内を置く。

［２・３　略］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　調査部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

調査統計課

犯則調査センター室（東京税関に限る。）

国際情報センター室（東京税関に限る。）

情報分析室（東京税関に限る。）

経済安全保障情報分析センター室（東京税関に限る。）

情報管理室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　［略］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	統括審理官
函館税関	三人	一人
東京税関	四十三人	十五人
横浜税関	二十人	十一人
名古屋税関	十三人	五人
大阪税関	十七人	九人
神戸税関	十四人	五人
門司税関	五人	六人
長崎税関	四人	一人
合　計	百十九人	五十三人

［略］　［略］

（国際情報センター室の所掌事務）

第三百二十八条　国際情報センター室は、第三百三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる事務のうち外国の資料及び情報に関する事務（情報分析室、経済安全保障情報分析センター室、情報管理室及び総括情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官七十三人以内及び調査官百十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席分析官及び分析官）

第三百二十三条　東京税関の業務部に、上席分析官三人以内を、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、上席分析官それぞれ一人を、各税関を通じて業務部に、分析官十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査部に置く課等）

第三百二十四条　調査部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理課

調査統計課

犯則調査センター室（東京税関に限る。）

国際情報センター室（東京税関に限る。）

情報分析室（東京税関に限る。）

情報管理室（函館税関及び長崎税関を除く。）

２　［同上］

３　統括調査官、特別関税調査官、統括審理官、特別審理官及び総括情報管理官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括調査官	統括審理官
函館税関	二人	一人
東京税関	四十三人	十五人
横浜税関	十九人	十一人
名古屋税関	十二人	四人
大阪税関	十六人	九人
神戸税関	十三人	五人
門司税関	五人	六人
長崎税関	三人	一人
合　計	百十三人	五十二人

［同上］　［同上］

（国際情報センター室の所掌事務）

第三百二十八条　国際情報センター室は、第三百三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる事務のうち外国の資料及び情報に関する事務（情報分析室、情報管理室及び総括情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。